

令和7年度

オプション健診を付加した特定健康診査等業務委託
(協会けんぽ主催の集団健診の実施)

仕 様 書

令和7年6月

全国健康保険協会鳥取支部

令和7年度 オプション健診を付加した特定健康診査等業務委託
(協会けんぽ主催の集団健診の実施)

1 委託業務の概要

(1) 目的

本業務は、健康保険法第150条及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、全国健康保険協会鳥取支部（以下「鳥取支部」という。）が保健事業として実施する、40歳以上75歳未満の協会けんぽの被扶養者（以下「対象者」という。）に対し「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）」に基づき行う特定健康診査（以下「特定健診」という。）、及びオプション健診実施基準（別添1）に基づくオプション検査を集団健診として実施することにより、特定健診受診率の向上を目的とするものである。

(2) 業務概要

以下の概要での集団健診の実施及び運営全般。その他詳細については6.委託内容による。

実施地域：鳥取市、倉吉市、米子市、及び鳥取県内の実施可能な市町村

（鳥取市、倉吉市、米子市は必須）

実施期間：令和7年11月から令和8年3月まで

日数：実施期間において5日以上

人数：1日あたり40名以上の健診に対応可能であること

（受診者数を保証するものではない）

2 納品物（成果物）等

(1) 勧奨対象者数 約11,000人

【参考】令和6年度集団健診受診者数 上期：290人 下期：315人

オプション健診実績（下期のみ） 骨粗鬆症検診：119人 眼底検査：217人

3 委託業務の実施期間

契約締結日～令和8年3月31日

4 履行（納入）期限

令和8年3月31日

5 履行場所

受託者が用意する場所（日本国内に限る。）

6 委託内容（委託の仕様）

（1）委託業務

受託者の県内健診施設、または受託者の用意した会場において実施する特定健診及びオプション健診。なお、全国健康保険協会との間で特定保健指導に係る契約を締結済みの場合は、当該契約に基づき特定保健指導の実施に努めること。

また、業務の実施方法等については、別に定める「オプション健診を付加した特定健康診査等業務委託（協会けんぽ主催の集団健診の実施）実施要領」による。

（2）特定健診に係る健診単価

全国健康保険協会と関係団体との間で締結済みの契約（集合契約等）に従い実施する。委託料については社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）を通じて鳥取支部に請求する。

（3）オプション健診実施基準（別添1）に基づくオプション検査に係る健診単価

オプション健診実施基準（別添1）に基づくオプション検査の一人当たりに対する委託料単価（税込）の上限は、オプション健診実施基準（別添1）の定めによる。

なお、オプション健診に係る事項、及びその他必要な事項については、別途覚書を締結することにより実施する。

（4）会場使用料

会場借上げ費用（施設使用料のほか、備品使用料、空調使用料、清掃費用等当該委託業務の円滑な実施のために必要と認められる範囲で会場施設から請求される費用を含む）については、その税込金額の半額を会場使用料として鳥取支部が負担する。ただし、鳥取支部が負担する会場使用料は、一会場・一実施日当たり10,000円、合計金額は50,000円を上限とする。また、会場使用料の金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（5）費用請求の取扱い

健診実施機関は当該オプション健診を行う集団健診実施後、健診実施月の翌月10日まで（令和8年3月実施分にあつては令和8年4月6日まで）に、当該オプション健診の実施件数等の実績を確認できる実施結果報告書を請求書に添えて鳥取支部に提出すること。実施結果報告書は、電子媒体又は紙媒体による提出とし、健診実施日、実施したオプション健診、受診者氏名、支部番号、記号番号、実施件数、検査結果及び判定を明記すること。

会場使用料については、施設使用料のほか、備品使用料、空調使用料、清掃費用等の内訳が記載された、当該施設からの請求書、又は領収書等の写しを添付のうえ請求

すること。

鳥取支部は、実施件数、内容等の確認を行い適当と認められた場合は請求書受領後、30日以内に受託者へ支払いを行う。

(6) 再委託の取扱い

受託者は、オプション健診の業務の一部について再委託を行う場合は、再委託承認申請書（様式5）及び、履行体制図届書（様式9）により、鳥取支部へ申請を行い承認を得ること。

なお、承認を得た再委託先機関情報に変更が生じた場合は、速やかに鳥取支部に届出ること。

- ① 受託者は、再委託先機関の名称、所在地、連絡先、履行能力、個人情報の管理等の再委託先機関情報を示し、申請を行うこと。
- ② 鳥取支部は、上記①により申請された内容を確認のうえ、再委託の可否を健診実施機関へ通知する。

7 実施状況の報告等

受託者は、個人情報の管理状況の確認、法令の順守状況の確認、及び委託業務の進捗状況等に関して、定期的に担当部署に報告を行うこと。

また、実施業務の処理件数を管理し、業務完了報告書（様式2）により、業務の完了後速やかに鳥取支部に報告すること。

8 担当部署（連絡先）

全国健康保険協会鳥取支部 保健グループ 担当者：萩原
〒680-8560
鳥取県鳥取市今町2丁目112番
電話：0857-25-0050（音声案内2）

9 委託条件等

(1) 受託を行う者は、以下の①から③の委託条件をすべて満たしていること。

- ① 国が定めた特定健康診査・特定保健指導委託基準を有している健診機関であること。（特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの（平成25年厚生労働省告示第92条））
- ② 前記1.(2)業務概要に掲げた業務を実施できること。
- ③ 特定健康診査受診者に対し、オプション健診実施基準（別添1）に基づくオプション検査のうち、少なくとも2種類以上の実施が可能であること。

(2) 提出書類

受託申請書（様式1）

事務分掌届出書（様式3）

作業場等届出書（様式4）

（3）個人情報保護に関する体制等

- ① 受託者は、当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査あるいは特定保健指導の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び各都道府県において定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。
- ② 受託者は、鳥取支部から貸与された書類及びその情報について、委託業務以外の目的に使用してはならない。また、作業室に保管するものとし、管理にあたっては、総括管理責任者及び部署管理者が、紛失・破棄等がないように最善の注意を行うこと。
- ③ 貸与された書類及びその情報について、複写・複製して使用する場合は「データ複写・複製等承認申請書」（様式7）を鳥取支部に提出し承認を得ること。また、委託業務終了後は複写・複製したデータは消去したうえで、「複写複製データ廃棄報告書」（様式8）により報告を行うこと。
- ④ 貸与された書類及びその情報について、委託業務の終了後または担当部署から指示があった場合については速やかに返還すること。

（4）業務履行体制等

受託者は、履行体制について、事務分掌届出書（様式3）を鳥取支部に提出し承認を得ること。

（5）業務の履行場所等

受託者は、個人情報の取り扱いを含む業務を履行するにあたっては、入退室管理が可能である特定の場所で業務を行うこと。また、作業場等届出書（様式4）を鳥取支部に提出して承認を受けることとし、当該作業場以外の場所において個人情報の取扱いを含む業務を実施してはならない。

（6）情報等の取扱い

受託者は、委託業務で取扱うデータの受付、搬送等については、その途上における漏えい、紛失、き損等が発生しないような措置を講ずること。

（7）データ等の取扱い

- ① 受託者は、鳥取支部から貸与された書類及びその情報について、委託業務以外の目

的に使用してはならない。また、作業室に保管するものとし、管理にあたっては、総括管理責任者及び部署管理者が、紛失・破棄等がないように最善の注意を行うこと。

- ② 貸与された書類及びその情報（貸与後に複製したものを含む。）について、委託業務の終了後または担当部署から指示があった場合については速やかに返還すること。
- ③ き損した帳票等の廃棄については、法律に従い適切に廃棄するとともに、廃棄方法や廃棄した日、廃棄場所などを記録することとする。

（８）事故報告等

- ① 受託者は、受託者が管理するシステム等に検査数値等を登録する際は、誤って検査項目や検査数値等を登録し、健診結果を作成することがないように、検査項目や検査数値等が一致していることを複数人で確認する等の対応を行うものとする。

また、健診結果通知の送付先誤りや他者の健診結果通知の混入等の個人情報漏洩に繋がる事象が発生していることから、受託者は、健診結果を送付する際は宛先や封入物の誤りがないことを複数人で確認する等、事故防止に向けた取組を行うものとする。

- ② 受託者は、支払基金に提出する健診結果データの検査数値等に誤りがないよう、受託者が保有する健診結果データと支払基金に提出する健診結果データの検査数値等に相違がないことを定期的に確認するものとする。

また、システム設定の誤り等により、支払基金に提出する健診結果データの検査数値等の誤りが発生していることから、受託者は、保有するシステムの変更（または改修）を行った場合には、受託者が保有するデータと支払基金に提出する健診結果データに相違がないか、点検を十分に行うものとする。

- ③ 受託者は、受託者にて、特定健康診査及び特定保健指導委託業務の実施により事故及び損害が生じた際は、その責任及び負担において処理解決にあたることとする。ただし、鳥取支部の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。
- ④ 受託者及び鳥取支部は、以下のとおり対応を行う。

なお、受託者は、鳥取支部から対応を求められた場合には、信義誠実に行うこととする。

（一）事象把握及び初動対応

受託者は、鳥取支部に経過、原因、影響範囲等の報告を直ちに行い、関係者への対応（加入者、事業主等への説明、謝罪）、原因調査（発生原因の深掘り）、事象解消の検討・実施（業務手順見直し、不具合解消、システム改修等）の対応方針及び暫定対策について、鳥取支部と協議のうえ、決定する。

（二）再発防止策の実施

受託者は、対策の具体性、対策の有効性、更なる対策の必要性を考慮し、再発防止策を策定し、実施する。

（三）顛末書の提出

受託者は、当該事案発生の経緯、原因、対応、再発防止策等について具体的に記載のうえ、鳥取支部に顛末書を提出する。

- ⑤ 受託者及び鳥取支部は、加入者の健康・生命に関わる重大な誤りに繋がる恐れがあるもの（要精密検査や要治療に関する通知誤り等）や要配慮個人情報の漏洩等の重大事案については、加入者保護の観点から、より厳正かつ確実な対応を行う。

（一）再発防止策が取られるまでの対応

受託者において、安全確保の対策が取られ、鳥取支部が確実に業務再開可能であると判断できるまでの間は、当該業務の一部を停止することがある。業務の一部停止については、事案判明後、鳥取支部は速やかに実地調査を行い、原因や影響範囲等を確認したうえで、過去の対応状況等を参考に、鳥取支部において停止する業務の範囲について、判断を行う。

なお、当該業務の一部停止により、加入者サービスの大幅な低下に繋がる恐れがある場合は、必要な対応を取ったうえで必要最小限の範囲で業務を継続させることができる。

（9）アクセス権限等の管理及び不正アクセスの防止

- ① 受託者は、委託業務を遂行するにあたり、個人情報にアクセスできる従事者を必要最小限にすることとし、また、アクセス可能な個人情報の範囲も必要最小限とすることとする。
- ② 受託者は、アクセス権限を有しない者が個人情報にアクセスすることができないよう必要な措置（ファイルの暗号化や複合化のためのパスワードの設定など）を講じなければならない。
- ③ 受託者は、個人情報へのアクセス状況及び電子計算組織等の稼働状況を監視・記録することとする。
- ④ 受託者は、外部ネットワークからの不正侵入防止機能や不正アクセスを監視する機能を整備することとする。

（10）立ち入り調査の実施等

- ① 協会支部は、健診実施機関による重大事案については、特に迅速かつ確実な対応が求められるため、以下のとおり実地調査を実施する。

（一）暫定対策（業務の一部停止等を含む）

鳥取支部は、事案判明後、速やかに実地調査を実施し、関係者への対応、原因調査、事象解消の検討・実施等の対応方針及び業務の暫定対策について、健診実施機関と協議のうえ決定する。また、業務停止の範囲について、当該実地調査の状況を踏まえ判断する。

（二）事象解消及び再発防止策の検証

協会支部は、健診実施機関において必要な対応が取られ、その対応が確実に実行さ

れているかについて、再度、実地調査を実施し確認を行った上で、業務を再開させることができる。

(三)再発防止策の点検（中間検査）

協会支部は、委託業者等において、当該事案発生を契機として策定した再発防止策について、継続的かつ確実に実行されているか確認するため、業務の一部停止解除後、実地調査を行う。

- ② 鳥取支部は、重大事案により業務を一部停止し、加入者サービスに影響を与える場合は、業務の一部を停止している旨を、協会支部のホームページ等に公表することができる。

10 その他

仕様書等に定めのない事項であって、判断を要する事項については、その都度担当部署と協議すること。

【オプション健診実施基準】

1 オプション健診の項目について

特定健診時に鳥取支部が実施するオプション健診は次の3種類の検査とする。

- ・骨粗鬆症検診
- ・歯科検診
- ・眼底検査

2 オプション健診の実施方法等について

オプション健診の実施にあたっては、以下の方法により実施すること。

(骨粗鬆症検診)

検査内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 問診 運動習慣、食生活の内容等を聴取する。 ● 骨量測定 MD 法、CXD 法、DIP 法、SXA 法、pQCT 法、DXA 法又は超音波法により実施する。
検査結果	<ul style="list-style-type: none"> ● 骨粗鬆症予防マニュアル及び骨粗鬆症の予防と治療のガイドラインに基づき、「異常なし」、「要指導」、「要精検」に区分し、指導区分を付し受診者へ通知する。
実施基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康増進法に基づき市町村が実施する検査に準じた内容とすること。

(歯科検診)

検査内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 問診 歯周疾患に関連する自覚症状の有無等を聴取する。 ● 歯周組織検査 歯及び歯周組織等口腔内の状況について検査する。
検査結果	<ul style="list-style-type: none"> ● 歯周病検診マニュアルに基づき、「異常なし」「要指導」「要精検」に区分し、指導区分を付し受診者へ通知する。
実施基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康増進法に基づき市区町村が実施する検査に準じた内容とすること。

(眼底検査)

検査内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 手持式、額带式、固定式等の電気検眼鏡又は眼底カメラ撮影により実施する。
検査結果	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該オプション健診の結果から、直ちに医療機関を受診する必要がある

	あると判断された者については、適切に受診勧奨を行うこと。
実施基準	● 標準的な健診・保健指導プログラムに基づいて実施する。
留意事項	● 医師が必要と認める者に対して眼底検査を実施した場合は、詳細な健診を実施したことになるため、当該オプション健診には該当しない。費用請求等の際には、十分注意すること。

3 オプション健診の費用及び請求について

オプション健診の各検査方法の費用上限額は以下の通りとする（すべて税込）。

項目	上限額
骨粗鬆症検診	<ul style="list-style-type: none"> ・ DXA 法（腰椎撮影）：3,600 円 ※大腿骨撮影同時実施の場合は 4,500 円を上限とする ・ MD 法、CXD 法、DIP 法、SXA 法、p QCT 法、REMS 法：1,400 円 ・ 超音波法：800 円
歯科検診	4,000 円
眼底検査	792 円（片眼） ※両眼の場合は 1,232 円を上限とする

※上限額は受診者一人当たりの単価である。

※受託者の検査費用額が鳥取支部の費用上限額を超えている場合、上限を超えた部分の費用額については、受診者の自己負担とする。

※同日、複数のオプション健診を実施する場合は、一人当たり 4,000 円を上限とする。

受託者は当該オプション健診を行う特定健診実施後、健診実施月の翌月 10 日までに、当該オプション健診の実施件数等の実績を確認できる実施結果報告書を請求書に添えて鳥取支部に提出すること。実施結果報告書の様式は問わないが、健診実施日、実施したオプション健診、実施件数、受診者の氏名、生年月日、保険者番号、被保険者証の記号及び番号、被扶養者番号(枝番)、検査結果及び判定を明記すること。また、実施結果報告書は紙及び電子媒体により、請求書は紙により提出すること。

鳥取支部は、実施件数、内容等の確認を行い適当と認めた場合は請求書受領後、30 日以内に受託者へ支払いを行う。

4 資格喪失後にオプション健診を受診した際の費用の取扱（返納）

当該オプション健診の実施は、特定健診と併せて実施した場合に費用補助の対象となるため、資格喪失後受診により特定健診の費用の支払いが受けられなかった場合、受託者は鳥取支部へ連絡し当該受診者のオプション健診費用について返納の手続きを経ること。

5 オプション健診の結果を踏まえた受診勧奨の実施

オプション健診が受診者の健康の保持・増進に繋げることを目的としていることを踏まえ、オプション健診の検査結果、異常が疑われる等により医療機関を受診する必要がある

ると判断された者については、受託者より個別に通知する又は特定健診時に受診の勧奨を行うこと。